

## 令和6年度 座間市立通園センター日中一時支援事業運営準備委託業務 仕様書

1 件名 令和6年度 座間市立通園センター日中一時支援事業運営準備委託業務

2 履行場所 座間市立通園センター 座間市東原二丁目8番1号

3 履行期間 契約の日から令和7年3月31日まで

### 4 業務概要

令和7年4月1日から受託者変更による座間市立通園センター日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）の運営準備に伴う業務を行う。

### 5 業務内容

- (1) 令和7年4月1日から日中一時支援事業を円滑に執行できるよう必要な打ち合わせをし、利用者の情報を共有すること。
- (2) 令和7年2月1日からの利用者予約受付業務
- (3) 日中一時支援事業に必要な物品等の調達
- (4) 日中一時支援事業に関する組織体制の確立及び施設職員の募集・能力開発（研修・育成）に関すること。
- (5) 事業の情報提供のため、ウェブサイトやパンフレットの作成を行うこと。
- (6) その他運営準備に必要なこと。

### 6 職員の配置

運営準備に要する職員を配置すること

### 7 業務報告等

受託者は、運営準備の報告を3月末日までに市に文書で提出するものとする。

### 8 委託料

委託料は、運営準備に伴う人件費及び備品等設置に係る開設初期費用に充当するものとし、業務完了後まとめて支払うものとする。

### 9 損害のために必要が生じた経費の負担

委託業務中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）に対する費用負担について、受託者の責に帰する事由による場合は、受託者が負担するものとし、委託者の責に帰する場合は委託者が負担するものとする。

また、費用負担額については、委託者及び受託者が協議して決定する。

## 1 0 法令等の遵守

受託者は、業務を実施するにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他の関係法令を遵守することとする。

## 1 1 公平性・中立性

受託者は、業務を実施するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮することとする。

## 1 2 秘密の保持

受託者は、個人情報の取扱について、関係法令等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その漏洩がないよう十分配慮すること。

また、業務の実施に当たり、個人情報の活用を図る必要があるときは、個人情報を目的の最小限の範囲で利用することについて、あらかじめ本人の同意を得ておくこととする。

## 1 3 遵守事項

- (1) 職員は、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 職員は、健康と清潔の保持に努め、言動等利用者に不快感を与えてはならない。
- (3) 受託者及び職員は、利用者やその家族に対し、物品等の販売その他営利行為をしてはならない。

## 1 4 環境配慮

座間市の環境方針を遵守し、環境への十分な配慮を行うものとする。

## 1 5 協議

この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議してこれを解決するものとする。